

高輪地区総合支所管理課

## 議案第95号 指定管理者の指定について

### (港区立神応いきいきプラザ)

#### 1 施設名称等

施設名称	所在地
港区立神応いきいきプラザ	東京都港区白金六丁目9番5号

#### 2 非公募による指定管理者候補者の選定の経過及び理由

##### (1) 経過

港区立神応いきいきプラザは、令和5年4月1日の開設に合わせ、指定管理者を指定する必要があります。

令和4年8月1日に開催された港区指定管理者選定委員会において、非公募により指定管理者候補者を選定しました。

##### (2) 非公募の理由

港区立いきいきプラザは、地区ごとに異なる高齢者の活動実態やニーズを把握し、総合支所や地域包括支援センター等との連携を図るなど、各地区の特色を生かし、効率的・効果的なサービス提供や施設運営の実現のため、区民に身近な各総合支所の地区を単位にグループ化しており、神応いきいきプラザについても、既存の高輪地区いきいきプラザと同一の事業者による管理運営が適切です。このため非公募で選定しました。

#### 3 選定された事業者

名称	社会福祉法人奉優会
代表者	理事長 香取 眞恵子
所在地	東京都世田谷区駒沢一丁目4番15号 真井ビル

#### 4 指定期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで（4年）

## 5 今後の予定

令和5年4月1日 指定管理者による管理運営の開始（新規）

# 指定管理者候補者選定調書（非公募用）

担当部課名 高輪地区総合支所管理課

## ●指定の概要

施設名	港区立神応いきいきプラザ
事業者名	社会福祉法人奉優会
事業者所在地	東京都世田谷区駒沢一丁目4番15号 真井ビル
事業者代表者	理事長 香取 眞恵子
指定期間	令和5年4月1日から令和9年3月31日まで（4年）
公募・非公募の区別	非公募

## ●主な事業提案

業務内容	概要
関係機関や地域と連携したいいきいきプラザの運営	高齢者相談センター、社会福祉協議会、警察署、消防署、大学、介護予防リーダー等の関係機関との連携に加え、地域で生活する区民や地域の様々な活動主体と協働し、互いに支え合う互助の取組を促進することで、地域包括ケアシステムの構築を推進します。
高齢者のいきがづくり、学びの場の提供	利用者の多様なニーズに対応した「趣味教養」、「健康づくり」「世代間交流」などの事業をバランスよく実施します。気軽に参加できるサロン事業、社会的ニーズの高いIT系事業、オンライン事業、男性向け事業、勤労者向けの土日・夜間事業等、目的性を持った事業を定期的 to 実施します。
介護予防、健康づくりの場の提供	区の介護予防事業以外にも、高齢者相談センターや介護予防総合センター等と連携した事業企画にも積極的に取り組みます。
ふれあい、コミュニティ活動の場の提供	併設保育園や学童クラブとの共同事業や、消防署・警察署、CCクラブなどと連携し、地域の方々に有益な事業を開催します。また、町会・自治会、老人クラブなどとも協働し、地域イベントにも参画します。
神応いきいきプラザの開設及び開設後の事業運営	神応いきいきプラザは、新規の施設であるため、高輪地区内の既存のいきいきプラザの事業をベースに事業を組み立てつつ、開設前及び開設後に、利用者等のニーズをアンケートや懇談会等で吸い上げ反映させることで、地域特性に応じた事業運営に繋がります。

●収支計画

(金額：千円)

区分	令和5年度	6年度	7年度	8年度	合計
職員人件費	23,926	24,028	24,131	24,236	96,320
光熱水費	9,994	9,994	9,994	9,994	39,976
修繕費	2,750	2,750	2,750	2,750	11,000
事業運営費	8,858	8,918	8,978	9,039	35,792
施設管理経費	46,131	46,131	46,131	46,131	184,523
その他経費	5,426	5,426	5,426	5,426	21,702
歳出合計	97,084	97,245	97,409	97,574	389,311
指定管理料	97,084	97,245	97,409	97,574	389,311
歳入合計	97,084	97,245	97,409	97,574	389,311

※ 各区分の端数調整はしていないため、合計欄と一致しない場合があります。

●非公募の理由

港区立いきいきプラザは、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者制度を導入して管理運営を行っています。また、地区ごとに異なる高齢者の活動実態やニーズを把握し、総合支所や地域包括支援センター等との連携を図るなど、各地区の特色を生かし、効率的・効果的なサービス提供や施設運営の実現のため、区民に身近な各総合支所の地区を単位にグループ化しており、神応いきいきプラザについても、既存の高輪地区いきいきプラザと同一の事業者による管理運営が適切です。

以上のことから、「指定管理者制度運用指針」Ⅲ-1-(2)-④-ウ「その他、区長が特別の事情があると認める場合」に該当するため、非公募で選定します。